

令和8年1月26日

東京西南私鉄連合健康保険組合

医療費通知データのダウンロード開始について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、所得税等の医療費控除申告を電子申告（e-tax）にて行う場合に利用できる医療費通知データをアップロードいたしました。

つきましては、下記医療費通知データダウンロード方法および注意点をご確認のうえご利用ください。

記

1. 医療費通知データダウンロード方法

当組合のホームページより『医療費通知』ページにログインし、医療費通知データのダウンロードを行ってください。

《参考》



いつも元気！ 健康スタイル！ 東京西南私鉄連合健康保険組合

東京西南私鉄連合健康保険組合

トップページ 健保のしくみ こんなときどうするの？ 健康診断 各種届出・申請方法 Q&A 医療費のお知らせ

お知らせ

- 2019.1.18 医療費通知3ヶ月分更新しました。
- 2019.12.3 基本始業事務のお知らせ
- 2018.10.1 ダータベース計画への取組状況について
- 2018.7.27 平成29年度決算および決算処理について

トピックス こんなときどうするの？ 組合の現況 公告

不審なメールや電話にご注意ください

特定保健指導の対象者に

当組合のホームページトップページ画面の医療費のお知らせをクリック



東京西南私鉄連合健康保険組合

トップページ 健保のしくみ こんなときどうするの？ 健康事業（健診等） 各種届出・申請方法 よくあるお問い合わせ 医療費のお知らせ

トップページ > 医療費のお知らせ

医療費情報等

医療費のお知らせ

ログイン方法

マイナポータルからの確認について

医療費控除

医療費のお知らせ
をクリック

SEINAN Member's Site

東京西南私鉄連合健康保険組合 ●● メンバーズ 利用者認証 ●●
(あなたとご家族の医療費が開示できます)

No. ID パスワード

■ ログイン情報を入力して、OKボタンを押して下さい。
■ パスワードをお忘れの場合はこちら
■ ログイン方法についてご不明な場合は、健
保組合にお問い合わせ下さい。
TEL:03-3462-6550

③ サイトポリシーはこちらをクリック

これ以降のページで入力される情報は全てプライバシー保護
のため、SSL暗号化通信を導入しています。

Copyright 2005 東京西南私鉄連合健康保険組合 All rights reserved.

No. : 被保険者等の記号

ID : 被保険者等の番号

パスワード : 生年月日西暦8桁・証枝番

もしくはご自身で設定したパスワードを入
力し、OKをクリック

※ご自身で設定したパスワードがわからな
くなった場合には、「パスワードをお忘れの
場合はこちら」より再設定が可能です。

SEINAN Member's Site

東京西南私鉄連合健康保険組合 ●● メンバーズ ●●

お知らせ 医療費の確認 最新月 医療費の確認 期間指定 パスワード 変更 ログアウト

お知らせ

2021年 (令和3年)

- NEW! 1/22 令和02年医療費控除申請用ファイルがダウンロードできます。
■ 1/20 Web医療費通知 令和02年10月診療分更新しました。

2020年 (令和2年)

- 12/20 Web医療費通知 令和02年9月診療分更新しました。
■ 11/20 Web医療費通知 令和02年8月診療分更新しました。

左記お知らせをクリック

医療費控除申請データ 注意事項

注意事項をご確認のうえ、内容に同意いただける場合は「内容に同意する」にチェックを入れてください。
チェック後、「次画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

1. 医療費控除の対象となる医療費の要件(概要)
 (1)納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
 (2)その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

2. 医療費控除の対象となる金額
 医療費控除の金額は、次の式で計算した金額(最高200万円)になります。
 医療費控除 = 支払った医療費の合計額 - 保険金等で支拂われる金額(※1) - 10万円(※2)
 ※1 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
 ※2 その年の総所得金額が200万円未満の人は、総所得金額(※3)8%の金額
 ※3 純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

3. 医療費控除の対象となる医療費
 ・医師、歯科医師による診療や治療の対価
 ・治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価
 ・助産師による分婴の介助の対価

内容に同意する

次画面へ進む 閉じる

左記注意事項をお読み
いただき、内容に同意する
にチェックし、次画面へ進
むをクリック

医療費控除申請データ 対象年指定

医療費控除申請用データの抽出対象年を選択してください。
※選択した対象年の1月受診分から10月受診分までが抽出の対象となります。
【例】令和2年　・・・　令和2年1月受診分　～　令和2年10月受診分
なお、医療機関からの請求の遅れ等の原因により、掲載されていない場合があります。

令和02年

次画面へ進む 戻る

左記画面をお読みいただき、年度を選択(初期表示は令和07年)し、次画面へ進むをクリック

医療費控除申請データ 一覧表示

医療費通知データ ダウンロード 医療費通知フォーム 登記画面 戻る

登録対象	統領	生年月日	日数	診療区分	医療機関	支払った額	支給区分	保険料付金	種別	金額
平成30年10月分										
	本人					0		0		0
	本人					0		0		0
<input type="radio"/> 妻			1回外			1,224		0		0
<input type="radio"/> 子			1回内			633		0		0
	子					0		0		0
	子					0		0		0

左記画面およびマニュアルをお読みいただき、医療費通知データのダウンロードを行ってください。

2. 注意事項

医療費通知データダウンロード方法の途中に記載の注意事項をよくお読みいただき、データをご利用ください。

医療費控除申請データ 注意事項

注意事項をご確認のうえ、内容に同意いただける場合は「内容に同意する」にチェックを入れてください。
チェック後、「次画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

1. 医療費控除の対象となる医療費の要件(概要)
(1)納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
(2)その年の1月1日から12月31までの間に支払った医療費であること。
2. 医療費控除の対象となる金額
医療費控除の金額は、次の式で計算した金額(最高200万円)となります。
医療費控除 = 支払った医療費の合計額 - 保険金等で補填される金額(※1) - 10万円(※2)
※1 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出金など
※2 その年の総所得金額が200万円未満の人は、総所得金額等(※3)5%の金額
※3 純損失、雑損失、その他各種損失の総額控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(豆)期課税額
株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び退職所得金額の合計額
3. 医療費控除の対象となる医療費
・医師、歯科医師による診療や治療の対価
・治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価
・助産師による分婬への介助の対価

左記注意事項に様々な内容が記載しておりますのでご確認ください。

以上

担当：総務・会計部 総務課
TEL：03-3462-6550